海外から帰国した生徒・外国人生徒の皆さんへ

佐賀県教育委員会事務局学校教育課

佐賀県立高等学校の受検について

1 受検資格(実施要項2～3ページ、34～35ページ)

「①外国で義務教育に相当する学校を卒業した人や卒業見込みの人」、「②日本人学校などを卒業した人や卒業見込みの人」は、受検資格証明書が必要です。決められた期間内に、申請手続きをしてください。

令和9年3月に日本の中学校を卒業見込みの人、すでに日本の中学校を卒業した人は、受検資格証明書は必要ありません。

2 特例措置(実施要項35～36ページ)

条件A と B の両方にあてはまる人は、特例措置①～③を受けることができます。許可書が必要なので、決められた期間内に、申請手続きをしてください。(佐賀県教育委員会で審査した結果、特例措置を受けることができない場合もあります。)

条件A 海外に2年6月以上、継続して住んでいた人

条件B 令和3年(2021年)2月1日以降に帰国又は入国した人

特例措置

① 一般選抜の受検教科を3教科(国語、数学、外国語(英語))とする

② 学力検査時間の延長

③ 学力検査問題の漢字のふりがな

3 三養基高校 帰国・外国人生徒等募集枠(実施要項3ページ、24～26ページ)

(a)と(b)の両方にあてはまる人は、出願することができます。許可書が必要なので、決められた期間内に、申請手続きをしてください。(佐賀県教育委員会で審査した結果、許可されない場合もあります。)

(a) 海外に2年6月以上、継続して住んでいた人

(b) 令和6年(2024年)2月1日以降に帰国又は入国した人

①一般選抜の受検教科を作文(日本語)、外国語(英語)、数学とする

②学力検査時間の延長

③学力検査問題の漢字のふりがな

4 その他(実施要項38～39ページ)

特別な事情があって、決められた期間内に申請手続きができなかった人は、すぐに佐賀県教育委員会学校教育課(電話番号 0952－25－7228)へ連絡してください。

5 受検に関する問い合わせ

佐賀県教育委員会事務局学校教育課(電話番号 0952－25－7228)

電話をするときは、「佐賀県立高校受検のことで相談があります。」と伝えてください。